

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
解除の根拠に対する意見		
1	個体数が増えたから解除すると言うことだが、調査方法、データは正しいのか。生息数を確定する調査をしないまま、オオタカの指定解除には反対する。	オオタカ関係者へのアンケートや文献調査を踏まえ、全国の成熟個体数は2,000羽以上と推定されており、また全国的には大きな減少も認められないことから、オオタカは種の保存法の国内希少野生動植物種の指定基準に該当しないと考えています。
2	自然界にいる野生生物の生息数は、人間が勝手に作った枠の中でのただの推定。本当の数がわからないまま、保護の対象から外してしまうことは非常に危険。	
3	指定解除が適切であることを証明するためには、『個体数調査結果』など国民が納得できるデータの公開が必要。	
4	数年かけたモニタリング調査を指定種解除に先だてて行うこと。	
5	推定個体数が2005年度と比較して2008年度に大きくなりすぎている。過大推定で保護から外すのは認められない。	
6	オオタカが大きく減っていないという事は今の状態を維持することが適切である事。もし、オオタカを希少動物から除外することになれば、オオタカは希少動物には入っていないと、国民に広く認識され、オオタカの保護を妨げる結果になる。オオタカの生息数などの自然界のバランスを、人間が勝手に決める事が出来るのかも疑問。オオタカは日本の野生動植物の食物連鎖の頂点の存在である。また、そのように国民に理解されている。今後とも引き続き、希少動物として認定して欲しい。	
7	指定解除という重大な問題に関して、根拠に信頼性がなく、これを根拠にした指定解除をすることに反対である。	
8	大幅に減少している状況ではないという推計をもって指定解除の根拠とするのは極めてデータ不足である。	
9	絶滅危惧種ではない評価が2回続いていることから国内希少野生動植物種の指定の解除することには反対	
10	オオタカの生息状況が改善傾向にあるとの環境省の指定解除の根拠は、科学的ではなく、環境行政を誤りに導くものであると考える。	
11	2008年以降、個体数が大きく減っていないと確認されたと資料にある。これにより、今の状態を維持することが、オオタカの保護に繋がると理解する。	
12	2008年だけでなく他の年も環境省の知り得る、他の年アセス情報からの推計で比較するような資料も示してもらえないのか。	

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
13	指定解除後の都道府県に丸投げするような方針のずさんさでは、取り返しのつかない結果を招来する。都市公園でのオオタカの繁殖が意味する里地里山環境の劣化や生態系の変化の推移が分析されていない。解析に先立ち、公私各研究機関(鷹匠も含める)・学校・博物館など、飼育数はもとより剥製も含めた全ての個体数を正確に登録させる必要がある。	
14	オオタカは、生物界の頂点ともいわれる猛禽類であり、こういったアンブレラ種の生息環境を守ること自体が、それ以外の絶滅の危機に瀕している生物種を守ることにつながるのではないか。それゆえ、オオタカの国内希少野生動物種解除は種の保存法の目的でもある「生物の多様性を確保する」ことに反している。	オオタカ関係者へのアンケートや文献調査を踏まえ、全国の成熟個体数は少なくとも2,000羽以上と推定されおり、また、全国的に大きな減少も認められないことなどから、オオタカは国内希少野生動物種の指定基準には該当しないと考えていますが、今後とも、絶滅のおそれのある野生動物種の保存を図ることを通じて、生物の多様性の確保に寄与することができるよう努めていきます。
15	種の保存法に反した保全戦略を作り、今回のオオタカに適用しようとしている。オオタカは、野生動物種保存基本方針(H4)で示す「国内希少野生動物種」の4つの基準のうち3つに該当している。	絶滅のおそれのある野生動物種の保全戦略に記載されている手順は、希少野生動物種保存基本方針に記載されている基準に該当するかどうかを判断するために手順を明確化したものであり、法の趣旨に反しているものではありません。 オオタカ関係者へのアンケートや文献調査を踏まえ、全国の成熟個体数は少なくとも2,000羽以上と推定されおり、また、全国的に大きな減少も認められないことなどから、オオタカは国内希少野生動物種の指定基準には該当しないと考えています。
16	① 食物連鎖の頂点の猛禽類オオタカの指定解除は数量的云々でなく、その食物連鎖の実態を十分観察調査したうえで、行うべきである。 ② 森林資源の保全を最優先に、国土強靱化を進めるべきである。 ③ SDGs(持続可能な開発目標)の視点が全く欠落している	①)につきまして、絶滅のおそれの評価は、個体数や生息面積などの数量等で行うこととされています。 ②、③)につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
17	生息個体数が少なくとも2000羽以上であるとの根拠だが、専門家によると存続するには個体群の保護が重要とあった。個体群ごとに最小存続可能数に至るまで保護することが肝要と考える。	指定解除後は鳥獣保護管理法の対象となり、希少鳥獣の指定も解除することにより許可権限が都道府県となりますが、鳥獣保護法の施行規則改正及び捕獲許可基準の設定の考え方について記載している国の基本指針の改訂により、指定解除後にも各都道府県が適切な対応を実施できるよう検討を進めているところです。
18	日本における「種の保存法」から解除される方法として、ケーススタディとして別種・別の分類群も含め類似する例を示していただくことはできないのか	日本では、希少野生動物種基本方針に定める国内希少野生動物種の基準に該当しなくなった種について、指定解除の検討を行うこととしており、これまで、平成20年度にルリカケス(レッドリストでランク外になったため)、平成25年にダイトウノシリ(絶滅と評価されたため)の指定を解除しています。
地域差に関する意見		
19	リニア新幹線の環境調査の結果を見るだけでも、環境省の判断「オオタカの生息状況は改善傾向」とは認められず、希少種の指定を続けるべき	オオタカ関係者へのアンケートや文献調査を踏まえ、全国の成熟個体数は少なくとも2,000羽以上と推定されおり、また、全国的には大きな減少も認められないことなどから、オオタカは国内希少野生動物種の指定基準には該当しないと考えています。

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
20	生息地としては健全ではない都市近郊で、生息数が回復されたかのように見えるだけのオオタカの指定解除には反対する。	なお、地域により生息状況が悪化している場合には、必要に応じて、都道府県がその状況を把握し、対応を検討していく必要があると考えます。
21	環境省は、2008年の推計以降、自らはオオタカの数の把握をしていない。この間にも、愛知県や岐阜県ではリニア中央新幹線の建設に絡みオオタカの営巣が確認されるなど、開発によるオオタカへの影響が懸念される事態となっている。また、環境省がオオタカが増えているとの判断の根拠とした「生息環境モデルによるオオタカの営巣数の広域的予測：関東地方とその周辺(尾崎他2008)」の後、この論文の共同研究者などによる調査で、東京電力福島第一原発事故以降、栃木県など北関東でオオタカの繁殖成功率が低下しており、高線量の影響とみられることが判明したと報じられている。オオタカの指定解除を行う前に、現在の関東地方のオオタカの営巣数について、調査・検証を行うべきである。	
22	オオタカは関東地方や東海地方では多く見られるが、その他の地域ではそれほど多くはない。一方、クマタカよりもオオタカの生息数の方が少ないと感じており、オオタカが希少種解除されることが理解できない。きちとした科学的調査を全国的にしつかりと行い、季節ごとの生息数をもう少し正確に評価する必要がある。	
23	山麓部でない我が都市近郊でも大規模開発は減ってきたが、個人が所有する緑地は相続により、維持不能となり、小規模開発が緑地を狭めつつあるか、消失させ、ごく限られている営巣地の環境はよくなることはない。	
24	「愛知県版のオオタカ(西尾ペア)の繁殖成功」の報に接し、今年5月中に3度、当該地域で観察したが、親鳥の姿しか確認できなかった。解除前に個体数確認を確実に実施し、公表して欲しい。	
25	環境省が示したオオタカの生息数は、関東地方ではかなり多いが、関東、北海道を除く地域での生息つがい数は面積あたりに算出すると極めて低い。また、分布図を見ると関東、特に、茨城、栃木および埼玉から神奈川にかけての丘陵部では非常に高い頻度で繁殖が確認されているが、福島、宮城、三重では情報はあっても繁殖情報の頻度は低い。また、北海道、東北北部、中国、四国、九州では情報そのものが得られている地域が狭い。現段階で繁殖調査が十分だとは言えない。	
26	希少野生動植物種から指定解除するかどうかの判断の根拠となるのは過去から現在までの個体数だけではない。将来にわたって個体数が維持できるかどうかの判断を加味するべきである。私の住む流山ではオオタカの繁殖地が4箇所あるが、保全が担保されているのは1箇所のみで、指定解除されれば残りの3箇所は開発等で消滅する危険が高くなる。全国的に現在生息地(繁殖地)の保全が担保されている場所をリストアップし、解除することによって生息地が消滅する場所のシュミレーションをして、個体数予想を出した上で解除するかどうか判断するべきである。	
27	大阪での営巣調査では2001年から2015年までペアが6割減という結果もある。都会の緑地公園で営巣するなど、環境の破壊から都市部へ移行し、観察例が増えたから数が増えたと誤解されている側面もある。増えた数の評価だけでなく、減っていく要因も考慮して、種の保護施策を進めていく必要があるのではないか。	
28	愛知県は愛知万博で問題になって以降、海上の森でオオタカの調査を行っているが、2008年を最後に、繁殖は確認されておらず、愛知県はオオタカに営巣を行うような行動が見られないからとして2013年以降はお金がかかる本格的な繁殖調査を行わなくなってしまう、繁殖していないという「推定」しか出していない状況である。飛翔は見られるとしているが周辺地域の調査まではしておらず、この地域全体で減っていないのかどうかまでは把握されていない。オオタカが法的指定を外れるとなると、周辺地域まで含めた充実したオオタカ調査はおろか、調査の継続も危ぶまれ、オオタカの生息実態は一層把握されない事態となることが危惧される。	

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
29	平成26年における情報収集の詳細を公開すること。特に「個体数の減少、繁殖率の低下などが認められる地域」を明らかにすること。	希少種の情報等が含まれているため、詳細の公開は差し控えていただきます。
30	「個体数の減少、繁殖率の低下などが認められる地域」とはどの程度あるのか明らかにして欲しい。	
31	東京近郊のオオタカの繁殖阻害問題について情報はお持ちか。繁殖に至らない原因について、環境省の分析を聞かせて欲しい。	特定の地域における詳細な情報を持っていないため、お答えは控えていただきます。
解除手続きへの意見		
32	「種の保存法」に反した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(H26.4)」に基づく指定解除は反対である。	絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略に記載されている手順は、希少野生動植物種保存基本方針に記載されている基準に対象種が該当するかどうかを判断するために手順を明確化したものであり、法の趣旨に反しているものではありません。
33	「開発抑制という目的のために種の保存法に基づくオオタカの国内希少種の指定を継続することは、種の保存法の運用の信頼性を確保するためにも適切ではない」といえるのはおかしい。	オオタカは国内希少野生動植物種の指定基準に該当しなくなったと考えられることから、国内希少野生動植物種の指定を継続することは種の保存法の運用の信頼性を確保するためにも適切ではないと考えているものです。
34	「種の保存法の運用の信頼性を確保するためにも、開発抑制の目的でオオタカ国内希少種の指定を継続することは適切ではない」の発言は撤回すべき。	
35	速やかな指定解除が適切。オオタカに関しては指定解除の要件が満たされておりすみやかに解除すべき。現在のオオタカの状態は自然環境全体から見ると明らかに環境収容力をオーバーした個体数が存在していると推測される。	ご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
鳥獣法に関する意見		
36	捕獲許可の権限を都道府県に移行する猶予期間を設定すべき。「都道府県に周知する」という実効性に疑問を感じる。	都道府県に捕獲許可の権限が移行するのは、鳥獣保護管理法施行規則の一部改正に係る省令が全部施行される平成30年4月1日となります。種の保存法の国内希少野生動植物種指定解除とともに、鳥獣保護管理法の基本指針の改定を行い、オオタカの捕獲許可に関する考え方を示すこととしており、都道府県はこの基本指針に則して全部施行となる前に、各都道府県の捕獲の許可基準を鳥獣保護管理事業計画に定める予定としています。
37	オオタカは捕獲圧が予想される種であるため、別途検討されている鳥獣保護法施行規則改正等の保護策が行われることを条件に賛成する。また、引き続きモニタリングを実施することを強く希望する。	鳥獣保護法の施行規則改正及び捕獲許可基準の設定の考え方について記載している国の基本指針の改訂により、指定解除後にも過度な捕獲圧がかからないようにいたします。また、指定解除後の変化を把握するためのモニタリングを実施します。
38	標記該当箇所「オオタカによる被害対策については、被害防除に係るマニュアルを作成し、都道府県に周知したいと考えています。」とあるが、そもそも「オオタカによる被害」とは何を想定しているのか。有害鳥獣捕獲は農林水産業又は生態系等に係る被害に対するもので、もし生態系の中に位置づけられていないレースパトに関するものであれば問題である。	鳥獣保護法の施行規則改正及び捕獲許可基準の設定の考え方について記載している国の基本指針の改訂により、指定解除後にも過度な捕獲圧がかからないようにいたします。

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
里地里山に関する意見		
39	全国的な個体数から、オオタカが絶滅するおそれはない状況であることは理解している。ただし、希少種オオタカに代わって里山環境を守る「何か」を準備しないかぎり、オオタカを希少種から解除するべきではない。	ご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、本年6月に成立した種の保存法改正法により、里地里山など二次的自然に生息する種を想定し、販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設しました。今後、既存の国内希少野生動植物種に加え、特定第二種国内希少野生動植物種の指定を推進し、二次的自然に生息する野生動植物種の保全をはかりたいと考えています。
40	オオタカを希少種から外すと生息地の里山や個体そのものも守れなくなるので、削除するのであれば、里山、オオタカの個体保護の代替法を作ってからにして欲しい。	
41	オオタカの希少種解除は時期尚早。主な生息地とされる生物多様性保全上重要な農村地域(里山地域)そのものを保全する法的整備を整えるべき。	
42	オオタカを希少種から外すのであれば、オオタカがこれまでになってきた役割を代替する新たな法制度を整備すべきである。	
43	里地里山が存在している状態を前提としたその活用、保全策を策定しているのみで、その前提となる里地里山環境が悪化しない事を担保する仕組みを作って頂きたい。	
44	猛禽類の生息している里地里山に関して、土地所有者の税金の減免も含め、保全を図るための包括的で拘束力のある法律を作成すべきである。	
45	里山を守るための有効な手段(法)が必要である。	
46	里山環境を守る法整備がされなければ解除は反対。	
47	策定されている「希少種解除の要件」を考えると、オオタカの希少種解除が妥当であることは理解できる。しかしながら、里地里山の環境保全を考えると、オオタカがこれまで担ってきた役割はとて大きく、里地里山の環境を保全するための別の法的根拠などが担保されないかぎり、オオタカを希少種から解除すべきではない。また、たとえオオタカが希少種から解除されたとしても、現在の生息環境が悪化しない(させない)ための方策も必要。	
48	オオタカの現在の生息状況を鑑みると、国のレッドリストのランクが準絶滅危惧であることは適当と考える。一方で、オオタカが種の保存法の国内希少種に指定されていることによって、環境アセスメント制度(法律、条例、任意含む)、「猛禽類保護の進め方」などと相まって、開発時において里地里山地域の自然が一定程度守られてきた経緯がある。これまでオオタカの生息場所であることから、開発等を防ぐことができていた里地里山を保全するために、種の保全ではなく、「里地里山保全推進法」のような環境そのものを人の活動とともに保全する法律をまず策定すべきである。	
49	オオタカの生息環境である里地里山が無秩序な開発が行われないように、また適当な人の働きかけが行われるように、里地里山の保全促進のための新法の策定を行なうべき。また、特定第二種国内希少野生動植物種にもとづく生息地等保護区の指定をすすめること。	
50	これまでオオタカは里山のシンボルとして各種の開発計画から里山を守ってきた経緯があるので、指定解除後もオオタカが生息する自然環境が保全されるような別の仕組みが必要であり、それが未整備のまま解除をするべきではないと考える。	
51	「種の保存法」によるオオタカとその生息環境の保護・保全の環境行政施策を適切に実施するだけでは不十分で、これに加えて生物多様性の維持の面からオオタカとその生息環境としての里山生態系を保全していく方向性として、オオタカとヒトとが共生していくために住民や市民参加型の保護・保全手法の作出へ向けた環境行政の施策を是非実施して頂きたい。	里地里山の保全については、生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)の選定、SATOYAMAイニシアティブなど各種施策を実施してきているところです。引き続き、里地里山の保全に向けた施策の推進に取り組んでいきます。

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
52	里地里山を保全するための施策を十分実施してから解除すべき	
53	重要里地里山の選定をしても、ほか普通の里地里山環境が今後残るかが重要なことではないか。選定前後も地元団体がほぼ活動休止状態の個所もあり、選定しただけという感もいめない。	
54	重要里地里山の選定基準の1 つには「豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカ・サシバが確認されている」ことが含まれているが、その事例はわずかである。また、SATOYAMA イニシアティブもお題目だけ。	
開発に関する意見		
55	国内の自然環境が悪化の一途をたどる中、もし指定が解除されれば、再び絶滅が危ぶまれる事態に陥ることが予想される。また、オオタカがいることでかろうじて開発が止まってきた場所で、リニアなど一斉に開発計画が進むことが予想されるため、認められない。	指定解除されてもオオタカは生態系の上位種であり、オオタカの保全措置について「猛禽類保護の進め方」にまとめていることから、引き続き、活用してもらうよう関係省庁や都道府県等に周知を図りたいと思います。
56	開発の歯止めになってきたオオタカの希少種指定解除により開発がまた進むことになる。	
57	今回の希少種からの指定解除によって里山・周辺の開発に道を開くことになり、結果としてオオタカのみならず熊・鹿などの動植物の居住環境が破壊されて人間の住環境との棲み分けが出来なくなることに拍車がかかることになる。電源開発、水資源ダム建設によって山間地が削り取られ環境破壊が進行している。現在、進められているリニア中央新幹線計画で奥深い山間地での開発にお墨付きを与えることを意図しているのではないのかとの疑念をしている。	
58	指定解除を行うのであれば、納得のいくオオタカの生息環境を含めた保全策を示すべきであり、オオタカを国内希少野生動植物種から指定解除することには反対である。	
59	オオタカを国内希少種から解除し、オオタカと種の保存法との関連を失くすと、無秩序な開発が助長される可能性が高く、結果オオタカの生息状況も悪化することが危惧される。	
60	「環境アセスメント技術ガイド」の中に生態系の上位種として選定する旨の記述を追加し、周知徹底すべき	
61	指定解除するとしても最低限、「環境アセスメント 技術ガイド」の中に生態系の上位種として選定する旨の記述を追加し周知徹底をすることをすべきだ。	「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然とのふれあい」(2017年3月、一般財団法人日本環境アセスメント協会)P88の「参考情報」欄に、猛禽類について「生態系の上位種に位置する種についてはその希少性にかかわらず、必要に応じて、生態系の上位種の注目種等として選定することに留意する」と記載されています。これも踏まえ、引き続き周知を図っていきたいと考えています。

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
62	<p>オオタカを指定解除することが、社会的に大きな影響を与える。全国の公共事業等の開発について、国内希少野生動植物種であるオオタカの保護・保全を図る方策を講じながら進めてきた。指定解除することはこれまでに築いてきた開発側と保護側の信頼関係をなくし、開発行為に歯止めが効かなくなり、ひいてはオオタカの生息地が失われていくことになる。そもそも社会的に影響の大きい種について、レッドリストの準絶滅危惧種(NT)であっても単純に国内希少野生動植物種から指定解除することが問題であり、国内希少野生動植物種の考え方(基準)を改正すべきである。</p>	<p>希少野生動植物種保存基本方針における国内希少野生動植物種の選定基準は以下の4つであり、法律による厳しい規制をかけるべき種として、当該基準を変更する必要はないと考えています。</p> <p>ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種</p>
「猛禽類保護の進め方」に関する意見		
63	<p>指定種解除前に、各都道府県に、「猛禽類保護の進め方」の周知を再度図り、引き続き活用を促すべきである。</p>	<p>「猛禽類保護の進め方」については、保全のためのガイドラインであり法的に位置づけるのは困難ですが、引き続き活用していただけるよう周知を図りたいと考えています。</p>
64	<p>「猛禽類保護の進め方」を義務化する方法を検討すべき。環境省のいう「周知」の実効性について疑問を感じる。</p>	
65	<p>「猛禽類保護の進め方」の位置づけ、活用を法律の中で担保するか、環境省の通達で明確にする。</p>	
66	<p>国土交通省等の国の機関、各都道府県や大手ゼネコン等に「猛禽類保護の進め方」について、引き続き活用を図り保護に努めるように通達を出すべきである。</p>	
モニタリングに関する意見		
67	<p>モニタリング区についての選定方法や調査方法、発注方法に大きな疑問がある。また、西日本では生息密度が低いとあるが、大阪会場の意見交換会では、密度が高い地域もあるし、過去何年も継続的にモニタリングがされているという意見も出ていた。この部分についても、明確な回答をお願いします。</p>	<p>モニタリングの実施予定箇所は、有識者の意見も踏まえ、過去に調査を実施しており、指定解除後の生息状況の変化を定量的に把握できる可能性の高い箇所を選定しています。いずれにせよ、より効果的、効率的に長期間の生息状況を把握するための調査手法、モニタリング箇所などについて、引き続き有識者の意見を聞きながら決めていきたいと考えています。</p> <p>また、都道府県による調査に対しては、鳥獣保護管理事業計画の作成に対し、基本的な指針において、鳥獣生息分布等調査に関し分布や繁殖の状況等を継続的に調査するよう、その方針を示しているところです。</p>
68	<p>レッドリストカテゴリーの再評価を行うためには、定期的なモニタリング調査をもう少し広く正確に行う必要があると思う。</p>	
69	<p>生息状況が悪化する地域においては、環境省が当該都道府県と共同・連携して、モニタリング調査を行うこと。</p>	
70	<p>オオタカを絶滅危惧種にしている地方自治体全てで、モニタリング調査すべき。その際には環境要件(要因、開発圧力)を加えた、営巣数と繁殖成績を評価すべき。モニタリング区(6箇所程度)は少ない。更に、モニタリング調査期間を少なくとも10年以上とする。</p>	
71	<p>解除後のモニタリングの手法も決まっていないのに、解除が先になるのは順序としておかしい。</p>	

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
72	モニタリング調査ではオオタカが生息できる緑地が確保されているのかも調査すべき。これがある基準以下になった時は、レッドリストカテゴリーを元へ戻す。	
73	指定解除後の対応(モニタリング)が不十分ではないか。オオタカの指定種解除によって、これまで種の保存法に基づいて保護対策が取られていた営巣地がどれくらい開発によって失われるのかを把握する必要がある。	
74	モニタリング区が少なくないか。すべての都道府県でモニタリング調査を実施すべきではないか。	
75	調査精度を高め、オオタカの正確な生息地・生息数の把握をすること	
76	解除後の西日本の調査について、聞き取りだけでは不十分。体系だった調査が必要。	
再指定・再評価に関する意見		
77	再指定の過程を具体的に明示すべき。	モニタリング等により個体数の減少が確認された場合は、鳥類の専門家による検討により、レッドリストカテゴリーの再評価を行います。その結果、専門家による種指定に関する検討会において速やかに国内希少野生動植物種への指定の必要性について検討を行います。
78	再指定で種の回復ができる種と、オオタカのように回復が見込めないような種を区別すべきである。オオタカの場合は、再指定すれば、回復可能という根拠を示すこと。	
79	再指定は「オオタカの棲む自然環境が破壊されている状況」で、復元することの困難さは計り知れないものになる。むしろ「元に戻らない」といっても過言ではない。	
80	再評価して再指定すれば、回復可能という根拠を示してほしい。	
都道府県への周知に関する意見		
81	オオタカの生息状況は、地域差があることから、都道府県の生息状況調査結果や都道府県版レッドリスト等から必要に応じて希少種条例等での保護が促進されるように指導・助言を行なうこと。また、国内希少野生動植物種から解除されたことにより、都道府県の希少種等の指定から、機会的に外すことのないように、また、「猛禽類保護の進め方」に基づいた取扱いが行われるように指導・助言を行なうこと。	地域により生息状況が悪化している場合には、必要に応じて、都道府県がその状況を把握し、対応を検討していくことになると考えます。都道府県版レッドリストの改定に当たっての配慮や各種事業実施に当たっての猛禽類保護の進め方の活用など、必要に応じて周知を図っていきたいと考えています。
82	国による指定が解除されたことに連動して、都道府県での指定解除が安易にされるべきではない。ぜひ、都道府県レベルでの取り扱いをしっかりと行ってほしい。できれば市町村レベルでの取り扱いもしっかりできるようにしてほしい。	
83	オオタカの生息状況は、地域差があることから、都道府県の生息状況調査結果や都道府県版レッドリスト等から必要に応じて希少種条例等での保護が促進されるように指導・助言を行なうべきである。また、仮に国内希少種から解除された場合でも、都道府県の希少種等の指定から機動的に外すことのないように、また、「猛禽類保護の進め方」に基づいた取扱いが確実に実施されるように指導・助言を徹底すべきである。	



平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
その他の意見		
84	密猟防止を目的に作成したオオタカ識別マニュアルの改訂版は内容的に不十分。亜種はgentilisやbuteoides、schvedowiだけでない。全亜種について網羅すべき(apacheはサンプルの取得が困難かもしれないが、他は努力すべき)。	オオタカ識別マニュアルは、特に輸入個体の多いチョウセンオオタカとヨーロッパ産亜種の識別を目的として作成していますが、今後、必要に応じて対象亜種の追加についても検討いたします。
85	野生生物小委員会は第5回以降、第15回まで現在開催されているが、第9回から第15回まで議事録が不在である。オオタカの指定種解除については、第15回に議題に取り上げられているので、議事録の公開を求める。	今回のパブリックコメントでは、野生生物小委員会でいただいた意見を踏まえて作成した指定解除後の対応及びこれまでにいただいた意見に対する環境省の考え方を示した上でご意見をいただいております。なお、これまでの議事録については、現在、環境省ホームページ上で公開しております。
86	5月22日の議事録が未だ出していない。委員会でのどのような議論、意見があったのかわからないので正確な情報を提供もせず意見募集を行うのは問題である。当該議事録を公開した後、本件パブリックコメント募集をやり直すよう強く求める。	「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会」では、対象種に関する科学的知見を基に、専門家による絶滅のおそれの評価について検討することとしておりますが、希少種の情報を多く扱うため原則非公開としており、議事録の公開は行っていません。
87	レッドリストの扱いを検討する「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会」の鳥類分科会の議事録は公表されておらず、どのような議論が行われたのかを把握できない。 当該鳥類分科会の議事録を希少種情報に配慮した上で公開した後に本件意見募集をやり直すよう強く求める。	これまで実施してきたパブリックコメントや意見交換会でいただいたご意見を踏まえ、指定解除後の対応の拡充に努めてきたところで。
88	昨年3回のオオタカの国内希少野生動植物の指定解除に関する意見交換会では、様々な議論の末、結局、指定解除しようという意見はなかった。この国民的意向に反するオオタカの指定解除には反対する。	3回の意見交換会で日本野鳥の会 金井報告「これまでのシンポジウムを通して」で、良識ある参加者が非常に強い危機感を持っているオオタカの指定解除には反対する。
89	最初のパブリックコメントや平成28年の意見交換会などでは反対、疑問の意見がほとんどであり、こうした国民の意見を受け止め指定解除を行わないよう求める。	オオタカについては、平成18年、24年のレッドリストにおいて既にNTと評価されているところでは、
90	下記を法的に(種の保存法または鳥獣保護法またはそれに関連する環境省の通達等)担保すること。それを明文化すること。 ・営巣地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、その保存に留意しなければならない。 ・環境大臣または行政当局は必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。 ・そのために「猛禽類保護の進め方」(環境省)を参考にする。	法的に位置づけるのは困難ですが、「猛禽類保護の進め方」については、引き続き活用していただけるよう周知を図りたいと考えています。
91	下記内容を取り込んだ施策を追加する。 オオタカについては ・営巣地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、その保存に留意しなければならない。 ・環境大臣または行政当局は必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。 ・そのために「猛禽類保護の進め方」(環境省)が参考になる。	地域により生息状況が悪化している場合には、必要に応じて、都道府県がその状況を把握し、対応を検討していくことになると考えます。 都道府県版レッドリストの改定に当たっての配慮や各種事業実施に当たっての猛禽類保護の進め方の活用など、必要に応じて周知を図っていきたく考えています。
92	解除後の対応に、以下の項目を追加すること。 ・オオタカが希少な地域やオオタカが減少している地域では、県版のレッドリスト改訂にあたって慎重を期すこと。 ・各事業者は、オオタカ生息地における事業計画にあたり、生物多様性基本法第6条、森林・林業基本法第9条を遵守すること。 ・森林所有者等は、オオタカ営巣場所周辺における森林施業にあたり、保護樹帯の設定又は長伐期施業の導入を図るなど、現営巣場所又は代替営巣場所の確保につとめること。	
93		
94		

平成29年度国内希少野生動植物種指定解除(オオタカ) パブリックコメント意見一覧

NO	意見(集約)	回答
95	<p>国内希少種指定解除の検討経過を踏まえても、オオタカの希少種指定解除に反対する。</p> <p>①今回の意見公募による意見を総合的に検討して、保全策を再検討するために、野生生物小委員会を再度開催する。</p> <p>②指定解除に反対または早計と指摘するNPO法人(例えば、日本自然保護協会、日本野鳥の会等)、オオタカの調査・研究者、関係部局(野生生物課(希少種保全推進室、鳥獣保護管理室)、里山イニシアティブ担当課、生物多様性国家戦略担当課等)で構成される「オオタカ保全里山里山推進会議(仮称)」を設置する。</p>	<p>①オオタカの指定解除の決定に当たっては、法律に基づき、中央環境審議会(野生生物小委員会)の意見を聞くこととなります。</p> <p>②今後のモニタリングなどについて、専門家や関係者の意見を聞いて進めていきたいと考えています。</p>
96	<p>オオタカの指定解除に関する意見募集結果について、少数と思われる賛成の比率を明らかにすべき。平成28年1月から3月に指定解除にかかる意見交換会(仙台、大阪、東京の3会場)、平成28年4月20日までのホームページ上で意見募集で提出総数178件としていますが、解除への意見8件が、賛成も反対も一括してまとめてあります(解除は当然、留意が必要、解除に反対、指定も要検討など)。これでは国民の意向が全く分からない。国民の総意に反するオオタカの指定解除に反対する。</p>	<p>意見募集は、よりよい施策を実施するために広くご意見をいただくことを目的としており、賛成の比率を示すことは適当ではないと考えております。なお、これまでいただいたご意見につきましては、指定解除後の対応等を検討する際に参考とさせていただきます。</p>
97	<p>2006年にサンバが絶滅危惧II類(VU)に指定された。また、2013年に「サンバの保護の進め方」が環境省より出されている。神奈川県では、定期的に繁殖が確認される安定した営巣地はなく、渡りの時期に個体確認されることが多い。「神奈川県レッドデータブック2006」で絶滅危惧I類に指定されている。これらの現状を踏まえ全国的な調査を実施し、生息地・生息数を把握しその結果に基づき、国内希少野生動植物種に指定すべきである。</p>	<p>ご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>